



2023年2月号のニュースレターをお届けします。

掲載内容に関してご不明な点等があれば、当事務所までお問い合わせください。

contents

- ◆割増賃金率50%への引き上げに向けて求められる取組み
- ◆導入を検討したい勤務間インターバル制度
- ◆育児休業を連続して取得した際の社会保険料の免除
- ◆いまから確認しておきたい雇用調整助成金の「通常制度」

割増賃金率50%への引き上げに向けて求められる取組み

いよいよ2023年4月より、中小企業においても1ヶ月60時間を超える時間外労働（法定時間外労働に限る。以下同じ）に対して50%以上の割増賃金率による割増賃金の支払いが求められます。以下では2023年3月までに必要となる対応についてとり上げます。

1. 就業規則の変更と算出方法

割増賃金率は賃金の計算に関する事項として、就業規則に記載が必要です。1ヶ月60時間を超える時間外労働を命じることがあるときは、就業規則を変更しましょう。厚生労働省のモデル就業規則では、以下の規定例になっています。

【割増賃金】

第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

(1) 1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。

- ① 時間外労働 60 時間以下・・・25%
 - ② 時間外労働 60 時間超・・・50%
- (以下、略)

なお、1ヶ月60時間を超える時間外労働は、1ヶ月の起算日から時間外労働時間数を累計して60時間を超えた時点から対象となります。算出例は右のカレンダーのとおりです。

2. システムの設定変更

労働時間数を自動的に集計する機能のある勤怠管理システム等を導入している場合は、1ヶ月60時間を超える時間外労働時間数を別途集計する必要があります。勤怠管理システムの設定を確認し、どのタイミングで変更が必要なのか、スケジュールを立てておきましょう。

勤怠管理システム等を導入していない場合は、1ヶ月60時間を超える時間外労働時間数の集計もれがないように、集計表に集計欄を追加するなど対応が必要です。

また、給与計算システム等も、1ヶ月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率が50%以上で計算されるように設定の変更が必要となります。

具体的な算出例

・1ヶ月の起算日が毎月1日、法定休日は日曜日
・カレンダー(月～土)の時間数は、時間外労働時間数

日	月	火	水	木	金	土
	1 5時間	2 5時間	3	4 2時間	5 3時間	6 5時間
7	8 2時間	9 3時間	10 5時間	11	12 5時間	13 5時間
14	15 3時間	16 2時間	17	18 3時間	19 3時間	20 3時間
21	22 3時間	23 3時間	24 2時間	25 1時間	26 2時間	27 1時間
28	29 1時間	30 1時間	31 2時間			

↑法定休日労働

↑1ヶ月60時間を超える時間外労働

時間外労働(60時間以下) 割増賃金率:25% 該当時間数:60時間
時間外労働(60時間超) 割増賃金率:50% 該当時間数:10時間

今回の割増賃金率の引き上げに対し、割増賃金の計算が正しい内容で行われているか(割増賃金の対象となる賃金、分母の所定労働時間数)、そして、それに沿った給与計算システム等の設定が行われているかを点検し、問題があれば改善しましょう。

導入を検討したい 勤務間インターバル制度

勤務間インターバル制度の導入は企業の努力義務とされ、国は2025年までに導入している企業の割合を15%以上とするという数値目標を定めています。2022年10月に厚生労働省から公表された「2022年の就労条件総合調査の結果」からその導入状況、そして制度の導入を検討する際のポイントを取り上げます。

1. 勤務間インターバル制度の導入状況

勤務間インターバル制度を導入している企業の割合をみると、「導入している」が5.8%（2021年調査 4.6%）、「導入を予定又は検討している」が12.7%（同 13.8%）、「導入予定はなく、検討もしていない」が80.4%（同 80.2%）となっています。企業規模別でみると、おおむね従業員数が多くなるにつれて導入済み、または導入に向けた動きをしている割合が高くなります。

2. 勤務間インターバル時間

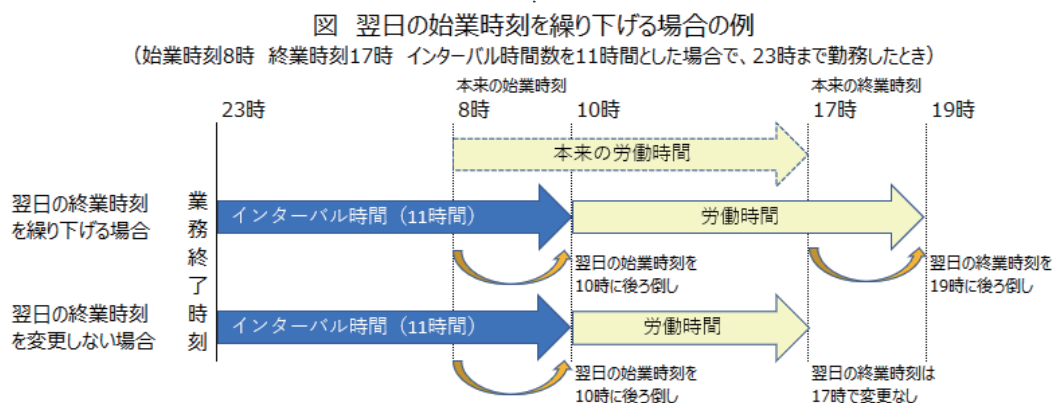
制度を導入する際には、終業時刻から始業時刻までの間に空ける時間、いわゆる「インターバル時間数」の設定をします。法令で時間数の定めは特段ありませんが、通勤時間や食事の時間等を勘案した上で、一定の睡眠時間の確保ができる時間設定が必要になります。

3. 制度導入を検討する際のポイント

制度を導入する際の主な検討項目は次のとおりです。

- ① 制度の適用対象となる従業員の範囲
- ② インターバル時間数
- ③ インターバルを確保することにより、翌日の始業時刻を超える場合の取扱い

④ インターバル時間の確保に関する申請手続き
この中で、③については、インターバル時間と翌日の始業時刻が重複する部分を働いたものとみなすという方法と、翌日の始業時刻を繰り下げる方法の2つが考えられます。また、後者の取扱いについて、「翌日の終業時刻も繰り下げる」、「翌日の終業時刻は変更しない」等の方法が考えられ、導入をする際には取扱いを定めておく必要があります（下図参照）。



導入の際には、就業規則等に制度の内容を定める必要があります。制度の検討や就業規則の整備等に関してお困りのことがございましたら、当事務所までご連絡ください。

育児休業を連続して取得した際の 社会保険料の免除

このコーナーでは、人事労務管理で問題になるポイントを、社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で分かりやすくお伝えします。



総務部長

当社も男性従業員から育児休業の取得の申出がありました。来月1日から25日間の出生時育児休業（産後パパ育休）を取得する予定です。その従業員から、社会保険料の免除について問い合わせがあったのですが、当社では産後パパ育休中に就業する制度はないため、来月分の月額保険料が免除になるということでしょうか。



社労士

はい、ご認識のとおりです。



実は、この従業員の奥様の体調がよくないという報告を受けていて、産後パパ育休に引き続き育児休業を取得することになるかもしれません。その場合、社会保険料の免除はどのように考えればよいのでしょうか。



育児休業中の社会保険料の免除では、産後パパ育休と子どもが1歳になるまでの育児休業（以下、「1歳までの育児休業」という）の区別はされていません。両方とも「育児休業等」として扱われています。



なるほど、社会保険料の免除に係る手続きをしようとしたとき、産後パパ育休専用の様式がなかったのはその理由からなのですね。



はい。そして、産後パパ育休から連続して1歳までの育児休業を取得したときは、産後パパ育休の初日から、1歳までの育児休業の終了日までを1つの育児休業としてみなすことになっています。



なるほど。1歳までの育児休業をいつまで取得するか、現段階ではわかりませんが、終了日が再来月以降になるかもしれません。そのようなときは、どの期間について社会保険料の免除の対象となるかを確認しないといけませんね。



はい、そうですね。産後パパ育休は25日間とのことでしたが、1歳までの育児休業を含めると1ヶ月超の期間となり、場合によっては賞与に係る社会保険料も免除の対象になるかもしれませんね。



確かにそうですね。業務の調整も必要になりますので、一度、本人にどのようになりそうか、予定を聞いてみることにします。



正式な申出前に調整をしておくのは重要なことですね。何かあればご相談ください。

ONE POINT

- ①健康保険・厚生年金保険では、産後パパ育休も含め「育児休業等」として扱われる。
- ②2つの育児休業を連続して取得するとき、社会保険料の免除では1つの育児休業として取り扱われる。

いまから確認しておきたい 雇用調整助成金の「通常制度」

雇用調整助成金は、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という）の感染拡大で大きな関心を集め、多くの企業が活用する制度となりました。制度自体はかなり前から、企業の雇用維持に対する助成金として整備されていました。新型コロナに係る特例として要件の緩和が続けられてきましたが、一部の経過措置を残して特例が廃止され、通常制度となります。以下は経過措置の対象ですが、通常制度として押さえておきたいポイントのため、内容を確認します。

1. 計画届の提出

新型コロナの特例では、休業等を行った実績について申請を行うことで、雇用調整助成金を受給できましたが、通常の制度では休業等の実施前に、事前に計画届やその他の書類を提出する必要があります。

この計画届には、1ヶ月単位に区切られた判定基礎期間ごとに、休業の予定日、休業予定の対象労働者実人員、休業の予定日数を記載することになっています。

事前に計画届の提出のなかった休業等については、雇用調整助成金の支給対象とならず、提出した計画届の内容に変更があった場合には、休業等の実施日前に変更を届け出ることが必要です。

2. 休業と残業時間の相殺

新型コロナの特例では、休業等の実施日以外に残業をしたり、休日出勤をしたりしたとしても、休業等の実施日に雇用調整助成金が支給されます。

雇用調整助成金は、経済的理由により事業所の業務量が減少した状況下において、企業が従業員を解雇せずに、休業等によって雇用を

維持した場合に助成が行われるものです。従業員を休業等させる一方で、時間外労働や休日労働がある場合、それが突発的・一時的なものであったとしても、助成の対象となる休業等の延べ日数から、その時間外労働や休日労働があった分が控除されます。

具体的には雇用調整助成金の額を算定する際の「休業等延べ日数」の算定に当たり、時間外労働や休日労働に該当する時間分を控除します。

3. 事業場一斉の短時間休業

雇用調整助成金は1日単位で従業員を休業させるほかに、1日の一部を休業させる場合にも対象となります（短時間休業）。

短時間休業は、休業を実施する事業所の対象従業員全員について一斉に1時間以上行う必要があります。

なお、交代制やシフト制勤務を採用している事業所において短時間休業を実施する場合や、有給休暇を取得している者以外の者が短時間休業を実施する場合などにおいては、短時間休業中に事業所の対象労働者が一人も就労していない場合に助成対象となります。

新型コロナを理由とする休業等で、判定基礎期間の初日が2022年12月1日から2023年3月31日までの間の休業等は、経過措置としてこれらの要件は適用されないことになっています。4月以降も雇用調整助成金の申請を検討される場合には、通常制度をしっかりと理解しておきましょう。

パート労働者等の雇用状況と 正社員転換制度の導入状況

パートタイム労働者や有期雇用労働者（以下、パート労働者等）を採用し、その中から正社員に登用するケースがあります。ここでは、11月に発表された調査結果※から、企業におけるパート労働者等の雇用状況と正社員への転換制度の導入状況をみていきます。

全体の75%が雇用

上記調査結果から、パート労働者等の雇用割合をまとめると下表のとおりです。総数では、75.4%がパート労働者等を雇用しています。産業別では、宿泊業、飲食サービス業と教育、学習支援業で90%を超えています。また、ほとんどの産業が50%超となりました。

パート労働者等の就業形態別雇用割合をみると、総数では無期雇用パートタイムの割合が50%を超えました。有期雇用パートタイムは27.1%、有期雇用フルタイムは23.2%となっています。産業別にみると、就業形態によって雇用割合に差があることがわかります。

転換制度の導入割合

次に、就業形態別の正社員への転換制度がある事業所の割合をまとめると、以下のとおりです。

- ・無期雇用パートタイム：41.8%
- ・有期雇用パートタイム：42.2%
- ・有期雇用フルタイム：50.1%

また、実際の転換希望者は25～35%程度、転換した割合は15～25%程度でした。

正社員への転換制度導入には、助成金が活用できる可能性もあります。人材採用に悩む企業では、検討の余地があるかもしれません。

産業別パート労働者等を雇用している企業の割合（%）

	パート労働者等を雇用している	就業形態（複数回答）			パート労働者等を雇用していない	不明
		無期雇用パートタイムを雇用している	有期雇用パートタイムを雇用している	有期雇用フルタイムを雇用している		
総数	75.4	51.4	27.1	23.2	24.6	0.0
建設業	38.0	23.2	7.6	12.2	62.0	-
製造業	76.8	52.4	28.7	31.3	23.2	-
電気・ガス・熱供給・水道業	67.1	16.9	40.2	49.2	32.9	-
情報通信業	67.2	24.2	30.5	43.3	32.8	-
運輸業、郵便業	56.6	34.7	27.3	23.9	43.4	-
卸売業、小売業	83.2	57.6	29.8	21.4	16.8	-
金融業、保険業	66.8	30.4	37.8	37.3	33.2	-
不動産業、物品賃貸業	67.9	32.7	38.1	36.9	32.1	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	64.8	38.2	26.6	30.1	35.2	-
宿泊業、飲食サービス業	97.4	81.2	22.2	12.6	2.6	-
生活関連サービス業、娯楽業	84.4	65.1	27.5	20.6	15.6	-
教育、学習支援業	91.5	50.6	55.2	23.6	8.5	-
サービス業（他に分類されないもの）	75.8	40.1	35.9	35.1	24.0	0.2

厚生労働省「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査の概況」より作成

※厚生労働省「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査の概況」

全国の5人以上の常用労働者を雇用する事業所等から、一定の基準で無作為抽出したところを対象にした調査です。2021年10月1日時点の状況について調べています。詳細は次のURLのページから確認いただけます。<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/170-1/2021/index.html>

ビジネスメール詐欺にご注意を

ビジネスメール詐欺とは、電子メールを組織や企業に送付し、攻撃者の用意した口座に送金させる手口を指します。その被害は今後も深刻なものになると予想され、ますます警戒が必要です。

詐欺のパターン

IPA（情報処理推進機構）によると、ビジネスメール詐欺は以下の2つのパターンが多く確認されているようです。

- ・取引先からの請求書の偽造
- ・経営者等へのなりすまし

前者は、攻撃者が取引先になりすまし、偽の請求書（振込先を攻撃者の用意した口座に差し替えたもの等）を送り付けるというものです。この場合、攻撃者は取引に用いているメールの内容を、何らかの方法で盗み見る等を行っていることがあります。

後者は、企業の経営者や経営幹部などになりすまし、従業員に攻撃者の用意した口座に振り込みをさせるというものです。企業内の財務・経理担当者が狙われる傾向があり、「秘密の案件で相談がある」といった要件でメールが届くという手口も確認されています。

ビジネスメール詐欺対策

ビジネスメール詐欺に限ったことではありませんが、ITにおける防御は一つ対策を行って終わりではなく、幾重にも対策を行って安全性を高めることが重要です。特にビジネスメール詐欺は「人を騙す」という切り口での攻撃であり、システムやセキュリティソフトでの機械的な防

御だけでは、対策が難しいとされています。IPAでは、次のような対策を組み合わせるよう勧めています。

- ・ビジネスメール詐欺の存在を知ること、組織内で周知を行うこと
- ・普段と異なるメールに注意する習慣づけを行うこと
- ・電信送金に関する社内規程を整備すること
- ・ウイルス・不正アクセス対策を行うこと

被害にあった場合の対処

セキュリティにおいて忘れられがちなのが、被害にあった際の対処フローです。IPAでは被害にあったしまった際の対処として、以下を提案しています。

- ・送金のキャンセルや組み戻し手続き
- ・状況把握、時系列記録、証跡の収集
- ・暫定対応と原因調査
- ・社内外への注意喚起とグループ会社等を含めた情報共有

ビジネスメール詐欺に限らず、攻撃手法は日々進化しています。大切な情報資産を守るためにも、常に最新の情報を追うことが重要です。IPAでは、セキュリティに関する情報を頻繁に発信しています。対策がわからないという場合は、IPAの公式ページ※を確認するとよいかもしれません。

※ IPA 独立行政法人情報処理推進機構
 情報セキュリティ <https://www.ipa.go.jp/security/index.html>
 ビジネスメール詐欺（BEC）対策特設ページ <https://www.ipa.go.jp/security/bec/index.html>

4月に新入社員を受け入れる事業者は、受け入れる準備を開始する時期です。また、4月から給与改定を行う場合には昇給の準備を検討する時期でもあります。春に向けて早めに準備を開始しておきましょう。

01 固定資産税の納付（第4期分）



固定資産税第4期分の納期限が到来します。資金繰りも考慮した上で、納付もれのないようにしましょう。期限は、市町村の条例で定める日です。

02 確定申告（書面）の受付開始



令和4年分の所得税・住民税の確定申告の受付期間は、3月15日までです。所得税を現金で納付する場合は同日が期限となるため、納付手続きを忘れないようにしましょう。振替納付の場合の振替日は4月24日です。こちらは、引き落とし口座の残高を確認しておきましょう。

また、個人事業者の消費税の確定申告は3月31日までです。消費税を現金で納付する場合は同日が期限ですが、振替納付の場合の振替日は4月27日です。

03 国民年金保険料の「2年前納」の手続き



2年度分の国民年金保険料を口座振替でまとめて納める「2年前納」は、6ヶ月及び1年前納に比べて割引額が大きくなっています。申込期限は、口座振替もしくはクレジットカードの場合は毎年2月末、現金の場合は3月末です。希望される方は早めに手続きをしましょう。

04 労働保険料等の口座振替納付の申込



労働保険料等の納付は口座振替にすることができるようになっています。来年度（第1期）より口座振替とするには、2月25日までに口座を開設している金融機関の窓口で手続きを行う必要があります。

05 4月昇給の場合の準備



4月昇給の事業所については、そろそろ昇給のデータや人事評価の資料の準備、日程調整などを行っておきましょう。

06 新入社員の受け入れ準備



4月入社予定の新入社員の受け入れ準備を進めましょう。入社前研修や入社後のスケジュールを決定するとともに、寮や社宅の手配、制服などの準備も必要になってきます。

07 火災予防運動に伴い、消防設備などの点検実施



春の火災予防運動に先立ち、消防設備など（消火器、非常口、非常階段、避難経路など）の点検をしましょう。いざというときに慌てないように、避難訓練や非常時の対応方法（連絡方法、避難対策など）について周知しておきましょう。

2月は日にちが少ないことから、月末は日ごとの資金の出入りが激しくなります。スケジュール管理を徹底しましょう。

日	曜日	六曜	項 目
1	水	大安	●贈与税の申告書の提出・納付（～3月15日）
2	木	赤口	
3	金	先勝	
4	土	友引	立春
5	日	先負	
6	月	仏滅	
7	火	大安	
8	水	赤口	
9	木	先勝	
10	金	友引	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限（1月分）
11	土	先負	建国記念の日
12	日	仏滅	
13	月	大安	
14	火	赤口	●継続・有期事業概算保険料延納額の支払期限（第3期分 ※口座振替を利用する場合）
15	水	先勝	
16	木	友引	●所得税確定申告（書面）の受付開始（～3月15日） ●所得税確定申告税額の延納届出（～3月15日） ●所得税及び復興特別所得税の納付（～3月15日 ※現金納付の場合）
17	金	先負	
18	土	仏滅	
19	日	大安	雨水
20	月	友引	
21	火	先負	
22	水	仏滅	
23	木	大安	天皇誕生日
24	金	赤口	
25	土	先勝	
26	日	友引	
27	月	先負	
28	火	仏滅	●健康保険・厚生年金保険料の支払期限（1月分） ●じん肺健康管理実施状況報告書 ●固定資産税第4期分の納期限 ※市町村の条例で定める日まで



2023 年が始まり早ひと月となりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。
こんにちは、近藤です。

今年のお正月の1月2日と3日は箱根駅伝観戦のため、テレビの前で釘付けとなっております。ただ、これは今年に限ったお話しではなく、かれこれ10年以上毎年必ず観戦しており、私の母校を応援しつつ、手に汗を握る展開にいつもハラハラしております。選手達が襷を繋ぐために苦しくも前に走る姿に感動して、「自分も頑張ろう!」と毎年自分を奮い立たせています。

また、私事です。昨年待望の第一子が誕生しました。息子の誕生に喜びつつも、やはり育児は想像以上に大変です。妻の育児のサポートのためにテレワーク中は業務の合間を縫って、おむつ替え、着替え、寝かしつけや泣いた時はあやしたりなどしていますが、一人で育児をするのは大変だなと感じつつ、男性の育児参加は必須だなと思いました。これからは「女性一人が育児を行うのが当たり前」の時代ではなく、「男性も育児に参加するのが当たり前」の時代になっていくのだと改めて実感しております。



社会保険労務士法人 D・プロデュース

〒231-0012

神奈川県横浜市中区相生町1-15 第二東商ビル6F

TEL 045-226-5482 FAX 045-226-5483

URL <https://www.d-produce.com/>

<https://d-produce-yokohama.com/>

E-Mail info@d-produce.com